

## 南関町では、 「住民票の写し等第三者請求に係る本人通知制度」 を実施しています

### ■本人通知制度とは

住民票の写し等を第三者に交付した場合に、事前に登録された方に、その交付の事実を通知する制度です。この制度を実施することで、住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利侵害の防止を図ることが期待されます。



**本人通知制度を利用するには、登録が必要です**

登録申請方法等は下記に示すとおりです。

- 第三者とは？**
- (1)本人等からの委任状による代理人  
※本人等…住民票の請求における「本人」「同一世帯員」  
戸籍・附票の請求における「本人」「配偶者」「直系の尊属卑属」
  - (2)本人等以外の第三者(個人又は法人)  
①自己の権利行使又は義務履行のため正当な理由により請求する場合  
②八士業(特定事務受任者)が職務上の理由により請求する場合  
※八士業…①弁護士、②司法書士、③土地家屋調査士、④税理士、  
⑤社会保険労務士 ⑥弁理士、⑦海事代理士、⑧行政書士

(注)第三者から請求があった場合に、証明書を交付できないようにしたり、証明書の交付の可否を登録者へ事前に確認したり、誰が取得したかをお知らせする制度ではありません。

### ■通知の対象となる証明書の種類

- 住民票の写し
- 住民票記載事項証明書
- 戸籍の附票の写し
- 戸籍謄本、抄本
- 戸籍記載事項証明書

除票・除籍を含む

《通知の対象とならない請求》

- 本人等からの請求
- 国や地方公共団体からの公用請求
- 八士業が、裁判や訴訟手続き、紛争処理手続きの代理事務に使用するための請求

### ■登録できる方

南関町に住居登録又は戸籍がある方(過去にあった方も含む)  
※死亡した方や失踪宣告を受けた方は対象外です。

### ■登録申請方法

必要書類を持参のうえ、窓口で「南関町本人通知制度登録申請書」に記入をお願いします。

**必要書類**

- 申請者の本人確認書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)
- 代理人による申請の場合…任意代理人は「委任状」、法定代理人は「戸籍謄本等」

※次の場合は、郵送による申請も可能です。(申請書は南関町ホームページからダウンロード可)

- 病気等のやむを得ない理由で直接窓口に来ることができない場合
- 南関町以外の他の市町村に居住の場合

### ■登録期間

登録期間は、申請した日から3回目の9月30日までです。  
満了日までに廃止の届出がない場合は、登録期間を3年間延長します。(以後も同様)  
延長した方には、更新通知を送付します。

### ■変更、廃止の届出

氏名や住所など登録内容に変更があった場合や登録を廃止する場合は、変更・廃止の届出が必要です。

### ■受付窓口及び問い合わせ先

問 税務住民課 住民係 ☎57-8502

## 確定申告を予定している人へ

例年10月頃になると保険会社などから確定申告に必要な「控除証明書」が交付されます。また、医療費控除や農業など個人事業の確定申告を行う予定をしている人は医療費の領収書や農業の必要経費の領収書を揃える必要があります。

領収書などの整理が正しくされてないと、税務署や役場で確定申告を行う際に非常に時間が掛かることになります。

新型コロナウイルス感染症対策として、申告に掛かる時間をなるべく短くするために、必ず必要書類は整理して、金額等の集計を済ませてお越してください。

書類の整理が不十分な場合は再度お越し頂くことになりますので普段から整理をしておいてください。

申告に必要な収支内訳書などの様式は国税庁ホームページに掲載されておりますので申告書作成の参考にしてください。

### 所得税の確定申告

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei.htm>

### 個人事業者の方の確定申告(農業所得などがある人)

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kojin\\_jigyoo/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kojin_jigyoo/index.htm)

### 医療費集計フォーム(国税庁 確定申告書等作成コーナーから⇒集計用ファイルのダウンロード⇒医療費集計フォーム)

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bbctrl>

なお、確定申告にはe-Taxの利用をお勧めします。e-Taxはスマートフォンやパソコンを利用して、24時間いつでも自宅でも都合の良いときに確定申告を行うことができるため、申告会場に来る必要がなくなり待ち時間も少ないため3密の回避にもなります。

また、マイナンバーカードを持っていると、より便利にe-Taxで確定申告を行うことができます。マイナンバーカードの取得には、申請してから1か月程度の時間を要しますので、お持ちでない人は早めに申請をしてください。

問 税務住民課 住民税係 ☎57-8549

## インボイス制度説明会の開催

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方法としてインボイス制度が開始されます。インボイスとは売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税を伝えるための手段であり、免税事業者を含む多数の事業者が影響を受けることから、当該制度の円滑な導入に向けた制度の周知が必要になります。そこで、一般の事業者が誰でも参加できる説明会を開催します。

と き 12月20日(月)午後2時～3時 定員14名  
12月21日(火)午前10時～11時 定員14名

と ころ 玉名税務署 2階会議室

留意事項 事前申込となっております。開催日の前日までに、電話で申込を行ってください。

連絡先 玉名税務署 ☎72-2125

※電話の際は、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

問 税務住民課 住民税係 ☎57-8549

## 令和3年度 第7回教育委員会定例会

10月19日教育委員会定例会を開催しました。

(議事内容)

### 1. 諸般の報告及び教育上の問題点

(1)経過報告及び今後の行事予定

(2)当面する教育上の諸問題

ア 第2回教育支援委員会から

イ 学校におけるヤングケアラーへの対応に関する実態調査について

### 2. その他

(1)南関中学校研究発表会、町教育委員会学校訪問について

(2)本年度学校緑化コンクールについて

なお、議事詳細については議事録を開示しますので、教育課学校教育係までお尋ねください。

問 教育課 学校教育係 ☎53-0201